

富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
富良野市子ども・子育て会議設置条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づき、富良野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について処理するものとする。 （1） （略） （2） <u>こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関すること。</u> （3） （略） （組織） 第3条 （略） 2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）～（5） （略） （6） <u>その他市長が必要と認めるもの</u> （意見の聴取等） 第7条 <u>子育て会議は、任務の遂行に必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u> （庶務） 第8条 （略） （委任） 第9条 （略）	（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、富良野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について処理するものとする。 （1） （略） （2） <u>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定及び推進に関すること。</u> （3） （略） （組織） 第3条 （略） 2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 （1）～（5） （略） （庶務） 第7条 （略） （委任） 第8条 （略）